

～トピックス～

- ・ 個別説明会の開催
- ・ 平成 22 年度の事業内容
- ・ 阿須小久保線関連
- ・ 除外区域の整備方針等

岩沢地区の土地区画整理事業も皆様方のご協力により、昨年7月に事業計画の変更認可を取得し、新たなまちづくりをスタートすることができました。

今後は、早期にまちづくりが完了できますよう皆様方の更なるご協力をお願いします。

仮換地（案）の個別説明会を開催します

事業計画の変更認可後、市では区画整理の基本であります仮換地（案）の作成に着手し、この度、皆様方にお示しする運びとなりました。

個別説明会の日程は下記のとおりです。

主な説明内容は、仮換地（案）（位置、形状、概略の地積及び減歩率等）などを予定しています。また、説明会の詳細については、改めて権利者の方々に直接ご通知させていただきます。

【岩沢北部地区】

開催日 平成 22 年 5 月 17 日（月）から

会場 旧岩沢北部土地区画整理事務所

【岩沢南部地区】

開催日 平成 22 年 6 月 10 日（木）から

会場 旧岩沢北部土地区画整理事務所



区画整理評価委員会・区画整理審議会を開催しました

岩沢北部評価委員会

3月17日（水） ・ 4月19日（月）

岩沢南部評価委員会

3月17日（水） ・ 4月19日（月）

主な内容は、土地評価基準の見直しに関することについて、ご審議をいただきました。

岩沢南部土地区画整理審議会 3月24日(水) ・ 4月23日(金)
岩沢北部土地区画整理審議会 3月24日(水) ・ 4月26日(月)

主な内容は、換地設計基準の見直しに関すること、換地設計に関する見直し方針及び仮換地(案)などについてご審議をいただきました。

平成22年度の 事業内容について

《 区画整理 》

今年度においては、仮換地(案)の個別説明会を開催し、権利者の皆様から合意形成を得ながら、地区の一部について仮換地指定を予定しています。また、

昨年度に引続き地区界測量に関する現場作業を実施し、今年度で完了させたいと考えています。地区界に関係する権利者の皆様方には、改めて立会い等のご依頼をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

《 下水道関係 》

岩沢北部地区においては、西武池袋線元加治4号踏切より東側部分、岩沢南部地区では、前原市営住宅の東側部分についてそれぞれ整備を予定しています。また、加治東学童保育所の隣に建設予定の岩沢汚水中継ポンプ場については、今年度より建設工事を実施します。

なお、今年度の整備を予定している箇所については次のとおりです。

【岩沢北部地区】



【岩沢南部地区】



下水道工事の期間中は、騒音や通行に関し、住民の方々へご迷惑をお掛けすることになりますが、何卒ご理解ご協力をよろしくお願い致します。

また、工事中の迂回路等に関する情報は改めてお知らせします。

阿須小久保線関連

阿須小久保線においては、阿岩橋を西側（上流側）に線形を変更する都市計画道路の変更認可を昨年の10月に取得しました。

現在は、阿須工区の阿岩橋、入間川河川において橋の基礎となる橋台部分の工事を実施し、平成23年度を目途に阿岩橋の完成を目指しています。

岩沢南部地区においては、この都市計画道路の変更を受け、事業計画の変更について埼玉県と協議を行っています。

【阿岩橋を望む】



【西武線北側から望む】



除外区域の整備方針等について

岩沢地区の整備については、区画整理継続区域及び除外区域において、一部を除いて概ね20年間で整備を進めます。特に除外区域においては、区画整理による整備手法とは異なりますが、わかりやすく迅速な対応を心掛けてまいりますのでよろしくお願い致します。

今回は、整備方針の概要についてお知らせします。

【都市計画道路】

- ・特に整備効果の高い阿須小久保線及び双柳岩沢線の一部に着手し、その他の路線は優先順位を定め順次事業に着手します。

- ・都市計画道路に係る建築行為等については、都市計画法の制限がかかります。
- ・都市計画道路の用地取得については、事業の推進を図る上で積極的に進めてまいります。なお、用地に関するご相談もお受けします。

【地区計画道路】

- ・下水道幹線となる主要道路を優先に、岩沢南部地区においては、前原市営住宅の東側、岩沢北部地区では、西武池袋線元加治2号踏切付近よりそれぞれ事業に着手します。
- ・主要道路については、昨年12月に線形計画の供覧を行いました。まだ、ご覧いただいている方は、市役所道路建設課もしくは、土地区画整理事務所でご覧いただけます。
- ・建築行為等の制限があります。建築確認申請を申請する前に地区計画の届出が必要になります。

【ご相談窓口について】

- 都市計画道路及び地区計画道路区域内の建築行為のご相談窓口

都市計画課	042(973)2111(内線)244
土地区画整理事務所	042(973)8682
- 都市計画道路及び地区計画道路区域内の用地に関するご相談窓口

建設管理課	042(973)2111(内線)271
道路建設課	// (内線)261

土地区画整理事務所からのお願い

○区画整理継続区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において建築行為（開発行為）やブロック塀やフェンス等、工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条の許可申請が必要となります。建築行為等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所にご相談下さい。

○区画整理除外区域で建築行為等（開発行為）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業から除外された区域で建築行為等を行う場合は、地区計画による制限を受けることとなります。また、都市計画道路予定地での建築行為等についても、都市計画法に基づく建築制限を受けることとなります。建築等をご検討されている方は、必ず計画を具体化する前に土地区画整理事務所または都市計画課にご相談下さい。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住所	飯能市大字笠縫112-1
電話	042(973)8682
Eメール	kukaku@city.hanno.saitama.jp